

物価高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰により厳しい状況にあっても、中小企業者が事業継続を行えるよう、費用増加に対する影響緩和や家賃を直接的に支援します。

■ 支給対象者の基本要件

※詳しくは裏面をご覧ください。

- 中小企業者（※）であること
- 県内に本店登記を行っている法人、又は県内を納税地としている個人事業者（※）
- 令和4年4月から9月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が過去3年間の同月比で**50%以上減少**、又はいずれかの連続する3か月の売上の合計が過去3年間の同期比で**30%以上減少**していること
- 上記に該当する期間における主な材料や仕入品等の中に前年同月の単価と比較して**10%以上価格上昇**しているものがあること 等

■ 原材料等支援金

基本要件に該当する期間において、主な材料や仕入品等に10%以上価格上昇が確認された単価と前年同月との単価の差額を算定し、その月の購入量に応じて月毎の上昇額を算出。最大5品目の上昇額を3か月分集計し、その集計額に応じて定額支給します。

1事業者当たり、上昇額の集計額が、

- 10万円以上50万円未満の場合は、**定額5万円**
- 50万円以上100万円未満の場合は、**定額10万円**
- 100万円以上150万円未満の場合は、**定額15万円**
- 150万円以上の場合は、**定額20万円**を支給

※集計額が10万円未満の場合は支給対象外

■ 家賃等支援金

基本要件に該当する期間における家賃等の額の1/4を上限の範囲内で支給します。上限額は、**1事業者当たり単月5万円（3か月で最大15万円）**を支給します。

【申請期限】

令和4年**11月30日（水）**まで ※当日消印有効

支援金の申請にあたっては、はじめに募集要項（申請様式）を取得し、内容を確認いただく必要があります。募集要項（申請様式）は、物価高騰対策支援金特設ホームページから取得できます。

岩手県 物価高騰対策支援金

検索



【お問合せ先】

物価高騰対策支援金事務局 ☎019-626-3160

■ 受付時間：9:30～16:30 ※土日祝日及び令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）を除く

【申請先】

〒020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館408号室 物価高騰対策支援金事務局あて
※商工会議所・商工会では申請の受付を行っておりませんので、ご注意ください。

支給対象者の規定

■ 中小企業者とは

→中小企業基本法第2条第1項等により規定された事業者

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業（飲食業）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
宿泊業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下

※無店舗の場合、開業届や履歴事項全部証明書の目的欄で事業内容を確認する場合があります。

■ 個人事業者とは

→継続・反復して事業を行っている個人

※家族や雇用した従業員等と複数で事業を行っていても、それが法人でなければ個人事業者です。

※フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者も含まれます。

■ 支給対象とならない事業者とは

→「みなし大企業」に該当する法人

以下①～③のいずれかに該当する出資構成の事業者が「みなし大企業」となります。

- ①発行済株式の総額又は出資価額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- ②発行済株式の総額又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

→中小企業基本法第2条第1項等に該当しない法人

例)「社会福祉法人」、「医療法人」、「特定非営利活動法人」、「学校法人」、「農事組合法人」、「一般社団法人・財団法人」、「有限責任事業組合（LLP）」、「組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）」等

→その他基本要件を満たさない事業者

支給対象となるためには、以下の基本要件も満たす必要があります。

- ①事業継続の意志があること
- ②令和4年4月から9月までの期間で売上減少が確認された3か月間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていること
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- ④暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと
- ⑤宗教上の組織又は団体でないこと
- ⑥関係法令を遵守していること

その他留意事項

- 原材料等支援金申請の目安として、主な材料や仕入品等5品目の3か月間の仕入合計額が100万円を超えない場合、価格上昇率にもよりますが、支給対象外となる可能性が高いです。
- 支援金はできる限り早期に支給できるよう努めておりますが、申請の受付状況によっては時間を要する場合があります。申請書類が全て整ってから支給まで1か月以上を要します。また、支給時期についての個別のお問合せについては一切お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。